

平成27年北秋田市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成27年3月9日(月)午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員(32名)

1番 三浦剛	2番 長崎成人	3番 近藤利紀
5番 長岐正	6番 三沢博隆	7番 土濃塚謙一郎
8番 佐藤篤史	9番 杉渕渉	10番 佐藤利子
11番 藤島孝雄	12番 篠内豊	13番 佐藤清一
14番 松橋利彦	15番 湊広	16番 佐藤茂延
18番 加藤隆悦	19番 小野安則	21番 畠山正敏
22番 木村正彦	23番 太田兵一	25番 柴田英一
26番 畠山隆生	27番 佐藤哲也	28番 米澤一
29番 若松一幸	30番 松浦義春	31番 布田久人
32番 齋藤富美雄	33番 伊東誠子	34番 藤岡茂憲
36番 嘉成久雄	37番 三沢定幸	

4. 欠席委員(10名)

4番 金俊英	17番 金田悦子	20番 宮腰文義
24番 柴田隆一	35番 檜岡悦子	38番 後藤久美

5. 欠員(0名)

6. 議事日程

第1 報告第1号 会務報告

第2 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

第5 議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第6 議案第13号 北秋田市農業委員会平成26年度の目標及びその達成に向け

た活動計画の点検・評価（案）及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

7. 出席した事務局職員

事務局長 長 岐 正 美 副主幹 佐 藤 修 主査 鈴 木 潤

8. 議事録署名委員

21番 畠 山 正 敏 22番 木 村 正 彦

9. 会議の概要

事務局	ご苦勞様です。只今より平成27年北秋田市農業委員会第4回総会を開催いたします。職務代理者からあいさつをお願いします。
職務代理者	職務代理者あいさつ (省略)
職務代理者	3月の定例総会を開催したいと思います。出席状況から報告いたします。委員38名中、欠席届が出されておりますのが、4番金俊英委員、17番金田悦子委員、20番宮腰文義委員、24番柴田隆一委員、35番檜岡悦子委員、38番後藤久美委員の6名からの欠席届が出されております。38名中32名が出席しており、定足数に達しておりますので総会成立となります。それでは第4回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
職務代理者	議事録署名者の指名であります。当職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
職務代理者	異議なしと認め当職より指名をいたします。21番畠山正敏委員、22番木村正彦委員のご両名をお願いをいたします。それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事務局	「報告第1号会務報告」議案書により説明。 (詳細省略)

職務代理者 会務報告でありますので、ご了承頂きたいと思います。次に「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」議案書により説明。

(詳細省略)

職務代理者 報告第2号について事務局より説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

職務代理者 質問がないようですので、次に進みます。続きまして「議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について」議案書により説明。

(詳細省略)

なお、ただいま説明しました2件につきましては、別添調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。以上、よろしくご審議をお願いします

職務代理者 議案第10号について事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

職務代理者 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。「議案第10号」について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認め決定いたします。続いて「議案第11号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第11号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」議案書により説明。

(詳細省略)

職務代理者 議案第11号について事務局の説明が終わりました。現地調査していただいた委員さんからも説明をお願いします。受付番号1番については議席番号32番の齋藤富美雄委員さん、受付番号2番・3番については議席番号33番に伊東誠子委員さんからお願いいたします。

32番 32番齋藤です。受付番号1番の現地調査報告いたします。調査月日は2月27日金曜日です。調査委員は議席番号31番布田久人委員・33番伊東誠子委員・35番檜岡悦子委員と私です。事務局からは長岐事務局長・佐藤副主幹・鈴木主査の計7人で見てまいりました。現場は北秋田警察署の裏側であります。図面は24ページから27ページを見てください。関係者としてADさんの立会いで行ないました。地目は田であります。現況は更地で耕作していないということでありました。雪が多い状況でありましたが、雪を掘って境界等確認することができました。建築現場事務所・駐車場として1年4ヶ月間の一時転用とのこと。整地後、鉄板を敷いて利用する計画となっております。また、上水道・下水道の本管がそばにありますので、トイレ・雑排水等は下水道に流します。周辺の環境を著しく悪化させるようなことは無いとの説明でありました。何も問題ないと見てきました。よろしくご審議お願いいたします。

33番 33番伊藤です。受付番号2番について説明いたします。調査日及び調査員は、先程の齋藤委員さんから説明のあったとおりですので省略させていただきます。現地には申請者のTZさんからも立会いしていただいております。図面は28ページから31ページとなっております。鷹巣体育館から空港方面へ向かって右側、中岱橋の手前の田であります。砂利採取とのことですが、以前に周辺で砂利採取が行なわれておりますし、周辺に及ぼす影響はないと見てきました。続きまして、受付番号3番について説明いたします。図面は

32ページから35ページとなっております。国道105号線から岩脇集落をすぎ、品類集落へ向かう途中で小猿部川へぶつかったところの左側の田です。現地には申請者のISさんからも立会いしていただいております。こちらの申請も砂利採取とのことですが、境界もはっきりしており周辺に及ぼす影響はないと見てきました。よろしくご審議をお願いいたします。

職務代理者 「議案第11号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」それぞれ説明していただきました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

2番 2番長崎です。受付番号1番について一時転用であります。北秋田警察署の建築に伴う転用ですか。

事務局 北秋田警察署の庁舎建築工事のための現場事務所及び駐車場のための一時転用となっております。

職務代理者 その他にございませんか。

(なしの声)

職務代理者 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。「議案第11号」について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認め決定いたします。続いて「議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」議案書により説明。

(詳細省略)

なお、ただいま説明した計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

職務代理者 ありがとうございます。「議案第12号」につきまして、事務局から説明が終わりました。質疑に入る前に利用権設定の受付番号23番から26番を除いたその他について、これから質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。ご質問ご意見等何かございませんか。

(なしの声)

職務代理者 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第12号中」利用権設定の受付番号23番から26番を除いたその他について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認め決定いたします。続いて「議案第12号中」利用権設定の受付番号23番から26番については、議席番号31番布田久人委員との関連がありますので退席を求めます。暫時休憩いたします。

(31番布田久人委員退席)

職務代理者 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第12号中」利用権設定の受付番号23番から26番について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

職務代理者 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第12号中」利用権設定の受付番号23番から26番について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩をいたします。

(31番布田久人委員入席)

職務代理者 休憩以前に引き続き会議をいたします。続いて「議案第13号北秋田市農業委員会平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価（案）及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第13号北秋田市農業委員会平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価（案）及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」議案書により説明。

（ 詳細省略 ）

職務代理者 ありがとうございます。「議案第13号」につきまして、事務局から説明が終わりました。これから質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。ご質問ご意見等何かございませんか。

2番 2番長崎です。27ページからの平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の1現状及び課題の欄で管内の農地面積が7,412haとなっておりますが、この数字で間違いはないのですか。

事務局 この活動計画を作成する際に、農地台帳から抽出した農地面積であり間違いありません。平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の69ページに記載されている農地面積7,420haは平成26年度に計画を立てた時点での農地面積であります。その後農地転用・公共事業による買収等により農地が減少したため、平成27年度の農地面積が少なくなっております。

30番 30番松橋です。76ページの担い手への農地の利用集積が5年後の集積率を80パーセントにする計画で平成32年となっております。今までの説明やパンフレット等を見れば平成30年までとなっておりますが、30年から32年になったのはどうしてですか。

事務局 北秋田市の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想で昨年、農地中間管理機構の設立に伴い内容見直しとなっております。その際に30年が32年と変更されたため今回32年といたしました。

暫時休憩いたします。

職務代理者 休憩以前に引き続き会議をいたします。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

職務代理者 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。「議案第13号」について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

職務代理者 異議なしと認め決定いたします。以上をもって、提出議案はすべて終了しました。これをもって「平成27年第4回北秋田市農業委員会総会」を終了いたします。